

青森県報

第二千四百二十号

平成十六年
十二月二十日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
生活保護法による指定医療機関の休止の届出	(同)	一
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
身体障害者福祉法による身体障害者療護施設の指定	(同)	二
保安林の指定	(林政課)	二
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	(水産振興課)	三
廃川敷地等の公示	(河川砂防課)	三
証紙売りさばき人の指定	(出納課)	三

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) 四

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………(同) 四

告 示

青森県告示第七百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
村上内科胃腸科医院 ケイ薬局是川店 こまつや薬局 白取医院 六郷小児科医院	青森市栄町二丁目二の二一 八戸市是川四丁目一 下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七 青森市大字高田字川瀬三九三 八戸市小中野一丁目四の五二	平成一六・一〇・三 " " 一六・一・二四 一六・一・三〇

青森県告示第七百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
恵こどもクリニック 村上内科胃腸科医院 ささき歯科 柏崎歯科階上診療所 ケイ薬局是川店	弘前市大字宮川一丁目二の二 青森市栄町二丁目二の一 八戸市一番町二丁目一の五 三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠三の五三七 八戸市是川四丁目二の四	平成一六・一〇・一 一六・一・一 " " "

こまつや薬局 白取医院 大里脳神経リハビリテー ションクリニック 六郷小児科医院 ろくごう整形外科リハピ リテーションクリニック くろみ薬局 ミドリデンタルクリニッ ク	下北郡大間町大字大間字大間平二〇 の一五七 青森市大字高田字川瀬二九四の九 八戸市新井田西三丁目一五の二五 八戸市小中野一丁目四の五二 八戸市小中野一丁目四の五二 八戸市新井田西三丁目一五の二二 青森市緑二丁目一三の一四	" 一六・二・一五 一六・三・一 " " " 一六・三・六
---	---	---

青森県告示第七百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
もり循環器科内科外科	八戸市売市二丁目二の二八	平成一六・一〇・三一

青森県告示第七百五十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		身体障害者居宅支援事業の種類		身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	所在地	指定年月日
社会福祉法人幸友会	北津軽郡中里町大字田茂木字若宮一九三三	短期入所事業	身体障害者療護施設第二つちがた	五所川原市大字漆川字浅井一二四の一	五所川原市大字漆川字浅井一二四の一	平成一六・三・一〇

青森県告示第七百五十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により、次のとおり身体障害者療護施設を指定したので、同法第十七条の三十一第一号の規定により公示する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	設置の場所	指定年月日
身体障害者療護施設第二つちがた	五所川原市大字漆川字浅井一二四の一	平成一六・三・一〇

青森県告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
東津軽郡三厩村大字宇鉄字六條間二二、字上野三七の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備
三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三厩村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第七百五十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 大間越	場 所
発起人の住所及び氏名	大間越漁業 協同組合
期 間	平成十六年十 二月二十日か ら平成十七年 一月三日まで
西津軽郡岩崎村大字大間越字算六六番地三 西津軽郡岩崎村大字大間越字上小屋野四八番地 中 村 利 男 工 藤 富 雄 西津軽郡岩崎村大字大間越字上小屋野九二番地 川 村 幹 文	

青森県告示第七百五十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県農林整備部河川砂防課及び十和田県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二 二級河川 奥入瀬川水系奥入瀬川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十六年十二月二十日

三 廃川敷地等の位置

十和田市大字相坂字下前川原一七四の一及び一七四の二地内並びに同大字上鴨入七の四及び一四の二地内並びに七の四、一四の二及び一四五地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 二、一一七・二二平方メートル

青森県告示第七百五十五号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

三戸郡名川町大字斗賀字上平一三の三一

名川町商工会

二 指定年月日

平成十六年十二月二十日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

平成十六年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十六年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、九一〇 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二六五、九二二 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
 - 東津軽郡選挙区 八、七六二 人
 - 西津軽郡選挙区 一八、一四五 人
 - 南津軽郡選挙区 二六、一四七 人

北津軽郡選挙区	一七、〇二四 人
上北郡選挙区	三一、二一八 人
下北郡選挙区	一〇、四九一 人
三戸郡選挙区	二四、五三七 人
青森市選挙区	七九、九四二 人
弘前市選挙区	五二、二二〇 人
八戸市選挙区	六四、四七九 人
黒石市選挙区	一〇、六〇九 人
五所川原市選挙区	一三、三七三 人
十和田市選挙区	一六、八三三 人
三沢市選挙区	一一、三三六 人
むつ市選挙区	一三、三八九 人

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

平成十六年十月二十九日青森県選挙管理委員会告示第六十三号(政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成十六年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

平成十五年分政治団体の収支報告書の要旨のその他の政治団体のア総括表東北政経研究会の項中

9,940,000	9,820,000
98	97
4,260,000	4,380,000
4,260,000	4,380,000
を	を
4,260,000	4,380,000
4,060,000	4,060,000
87	87

中
同種目のその他の政治団体のア総括表の(ア)寄附の内訳の表東北政経研究会の項

猪股 愛子	120,000	弘前市
猪股 愛子	120,000	弘前市
中川 功一	120,000	弘前市

を
ご報告。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭